

税務情報

中国における減税および費用引き下げの推進動向 — 増値税減税政策に加えて実施される重要政策 —

執筆: 日系企業サービスグループ 北京税務チーム

2018 年年末に中国中央経済工作会議にて、更なる大規模な減税と費用引下げを実施する方針が定められた。国家税務総局のウェブサイトの公開情報¹によると、その結果、2019 年増値税改革深化の実行後の初月(2019 年 4 月)における、減税額は 1,113 億人民元に達している。増値税の減税政策に加えて、2019 年 4 月と 5 月には、減税と費用引き下げに関する一連の政策が引き続き公布されている。
本稿では以下の重要な政策について概要を解説する。

- 固定資産加速償却にかかる優遇政策の適用範囲の拡大
- 企業の社会保険料負担の低減
- 失業保険料の還付政策
- ソフトウェア及び電子回路産業の企業所得税優遇政策
- 保険会社の手数料及びコミッションの損金算入上限額の引き上げ

1. 固定資産加速償却にかかる優遇政策の適用範囲の拡大

2019 年 4 月 23 日、財政部と国家税務総局は共同で『固定資産加速償却優遇政策適用範囲の拡大についての公告』(財政部 国家税務総局公告 2019 年第 66 号、以下「66 号公告」)を公布した。

66 号公告は 2019 年 1 月 1 日より、『財政部 国家税務総局が固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策に関する通知』(財税[2014]75 号、以下「75 号文」)及び『財政部 国家税務総局が更に固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策を完全にするに関する通知』(財税[2015]106 号、以下「106 号文」)に基づく加速減価償却にかかる優遇の適用対象となる業種を、全製造業に拡大することとし、企業は自社の実状に基づき、加速償却政策を選択することが可能であると規定している。

66 号文により優遇政策が拡大される前は、上記 75 号文と 106 号文の基づき、特定業種に該当する企業にのみ固定資産の償却優遇政策を適用が認められていた。

対象企業(業種)	対象資産	政策*
生物薬品製造業、専用設備製造業、鉄道・船舶・航空航天及び他の輸送設備製造業、計算機・通信及び他の電子設備製造業、器械計器製造業、情報伝達・ソフトウェア及び情報技術サービス業(特定 6 業種)に属する企業	2014 年 1 月 1 日以降新たに購入した固定資産	償却期間の短縮あるいは加速減価償却が認められる
特定 6 業種に属する小規模企業	2014 年 1 月 1 日以降新購入し、研究及び生産経営の両方に兼用する設備	単価が 100 万元を超えない場合、一括損金算入できる

¹ www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c4392447/content.html

対象企業(業種)	対象資産	政策*
軽工業、紡績、機械、自動車の四つの分野における重点業種(特定4業種)に属する企業	2015年1月1日以降新たに購入した固定資産	償却期間の短縮あるいは加速減価償却が認められる
特定4業種に属する小規模企業	2015年1月1日以降新たに購入し、研究及び生産経営の両方に兼用する設備	単価が100万円を超えない場合、一括損金算入できる

66号文の施行により、上記の優遇政策が以下の通り拡大適用された。

対象企業(業種)	対象資産	政策*
全製造業の企業	2019年1月1日以降新たに購入した固定資産	償却期間の短縮あるいは加速減価償却が認められる
全製造業の小規模企業	2019年1月1日以降新たに購入し、研究及び生産経営の両方に兼用する設備	単価が100万円を超えない場合、一括損金算入できる

*「償却期間の短縮」とは、当該固定資産の償却期間を、企業所得税実施条例に定める期間の60%を上限に償却期間の短縮を認めることを指す。

「加速減価償却」とは、200%定率法あるいは級数法のいずれかを採用し当該固定資産の償却を行うことを指す。

上記固定資産の加速償却政策を適用するにあたっては従来の届出手続きは不要となり、企業は、将来の税務調査に備えて関連書類を保存すればよいと規定されている。関連書類には、当該企業が製造業に該当することを証明できる資料、固定資産のインボイス、会計処理に関する証憑、当該固定資産に係る会計上及び税務上の減価償却金額などを記録する明細台帳などが含まれ、詳細には「企業所得税優遇事項管理目録」(2017年版)の第68項に記載されている。

また、当該優遇措置は企業所得税の予定納税をする際にも適用される。一方で、適用対象年度の企業所得税確定申告を行う際にも、優遇措置が適用されるため、申告書の《資産償却及び納税調整明細表》(表 A105080)に関連の記載を行う必要がある。

企業は、当年度の利益や繰延欠損金などの状況に基づき、加速償却政策を選択するか否か及び適用開始のタイミングを検討するのが望ましい。なお、一度加速償却を適用すると、減価償却の完了まで毎年に取り、会計上の償却額と税務上償却額との差額を調整する必要があることに留意が必要である。

2. 社会保険料負担の低減

2019年4月4日に国務院弁公庁より『社会保険料率の引下げの総合的な方案に関する通知』(国弁発[2019]13号、以下「通知」)が公布されている。通知には下記の通り規定されている。

- 2019年5月1日より、養老保険の企業負担分の料率が16%を超える地域では料率を16%まで引き下げる。当該料率が16%を下回る省においては経過措置が検討する。
- 2019年5月1日より、1%の失業保険料率を実施している省は、引き続き1%の低料率実施期間を2020年4月30日まで延長する。
- 2019年5月1日より、段階的な労災保険料率の引下げ期間を2020年4月30日まで延長する。労災保険基金の累計残高の支給可能月数が18~23か月間分である場合、現行の料率から更に20%引き下げ、累計残高の支給可能月数が24か月を超える場合、現行の料率から更に50%引き下げを行う。

上記通知の実務上の対応について北京市や上海市などの地域においては、2019年4月月末にそれぞれ関連通知を公布した。そのうち、上海市と北京市は、2019年5月1日より以下の通り、関連する社会保険料の引下げを実施することを明確にした。

- 養老保険の企業負担分の料率を従来の20%から16%まで引き下げる
- 2020年4月30日まで1%の失業保険料率を継続実施する

3. 失業保険料の還付政策

国務院が2018年12月5日に公布した「現段階及び今後一定期間の就労促進工作に関する若干意見」によると、リストラを行わないか、リストラ規模の小さい企業は、前年度実際に納付した失業保険料の50%について還付を受けることができる。

同意見については、実務上、一部の地域において相次いで関連措置が打ち出されており、条件を満たす企業が還付を申請することができるかとされている。例えば、北京市では、2019年4月30日に北京市人力資源・社会保険局、財政局などの部門が共同で『失業保険安定就労に係る問題の通知』（京人社就発[2019]68号）を公布し、その適用対象、適用条件、申請期限、手当標準、リストラ率の計算方法、申請プロセス及び監督措置などの内容を明確にしている。

4. ソフトウェア及び電子回路産業の企業所得税優遇政策

2019年5月17日、財政部と国家税務総局は共同で、『集成回路設計及びソフトウェア産業の企業所得税政策に係る公告』（財政部 国家税務総局公告2019年第68号以下、「68号文」）を公布した。

同公告においては、『財政部 国家税務総局のソフトウェア及び電子回路産業の更なる発展促進のための企業所得税政策に係る通知』（財税[2012]27号）及び『財政部 国家税務総局 発展改革委 工業と信息化部のソフトウェア及び電子回路産業の企業所得税優遇政策に係る関連問題の通知』（財税[2016]49号）に定められる条件を満たし、且つ関連法規に基づき設立された電子回路設計企業及びソフトウェア企業は、2018年12月31日以前の利益計上年度より優遇期間を起算し、第1年度と第2年度について企業所得税の免除、第3年度から第5年度までは25%の法定税率に基づく企業所得税の半減という税制優遇を享受できると規定されている。

ソフトウェア生産企業を対象とする同優遇政策は2008年より実施されており、従来の適用期限は2017年12月31日とされていた。この68号文の公布により期限が1年間延長され、2018年12月31日とされた。2019年以降の動向はまだ明確になっていないものの、減税及び費用引き下げの背景を受け、更に延長される可能性もある。

5. 保険会社の手数料及びコミッションの損金算入上限額の意引き上げ

2019年5月28日、財政部と国家税務総局が共同で『保険会社の手数料及びコミッションの損金算入政策についての公告』（財政部 国家税務総局公告2019年第72号、以下、「72号公告」）を公布した。

72号公告においては、保険会社において発生した経営活動に係る手数料及びコミッションは、年度保険料売上から解約返戻金などを控除した残高の18%を超えない部分が損金算入でき、超過分は以降年度に繰り越すことができるとされた。

また、同公告においては、2019年1月1日より施行されること、そして保険会社の2018年度の企業所得税確定申告において72号公告に従って関連処理を行うことができる旨が明確に規定された。

従前の『財政部国家税務総局保険企業の手数料及びコミッションの損金算入政策に関する通知』（財税[2009]29号、以下「29号文」）では、損害保険会社と生命保険会社において発生した手数料及びコミッションの損金算入上限額は、それぞれ年度保険料売上から解約返戻金などを控除した残高の15%と10%であり、且つ超過分を翌年以降に繰り越すことは認められていなかった。この度、72号公告の公布に伴い、控除上限額の引き上げに加え、超過分の翌年以降への繰り越しも認められるようになったため、保険会社の企業所得税負担の低減につながるとみられる。

なお、保険会社以外の一般企業において発生した手数料及びコミッションについては、29号文により、その控除上限額は仲介機構あるいは個人と締結した取引契約に基づき計上する収入金額の5%とされている。かかる比率については、同72号公告では言及されていないものの、今後の引き上げが期待される。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”)および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC